

<p>国鉄改革完遂！ 当たり前の労働運動を 前進させよう！ JR 東海労に 結集しよう！</p>	<p>J R 東海労</p>	<p>静岡</p>	<p>J R 東海労働組合静岡地方本部 〒420-0851 静岡市葵区黒金町 68 番地 N T T 054-284-3608 発行責任者 半場弘恭 2020 年 8 月 10 日 No.3</p>
--	-----------------------------	-----------	---

申第3号コロナウィルス感染防止の再申し入れ提出

職場での感染拡大を防止し、 社員を守るために対策強化を！

地本は、8月7日会社に申第3号新型コロナウイルスによる感染防止対策のさらなる強化についての再申し入れを行いました。新型コロナウイルス感染症防止対策については、4回目の申し入れとなります。

緊急事態宣言が解除されて以降、専門家が予測していたとおりの感染拡大が現実となり、J R 東海の職場でも名古屋運輸所、東京第一運輸所で感染者が発生しました。現場で働く乗務員や駅係員は毎日不安を感じて仕事を続けています。早急且つ長期的な視点を持った、さらなる対策の強化が必要です。会社は、過酷な現場で奮闘している社員を支えるために、考えられるあらゆる対策を実施すべきです。地本は、これまでに申し入れて実現していない具体的な対策も含めて、再申し入れを行いました。

申第3号の要旨

- 勤務については、職場でのワンステップ会議や業務研究会などの取り組みを休止し、職場感染防止と通勤時の感染リスクを減らすため在宅勤務にするなど、異常事態宣言発令時と同等以上の扱いとすること。
- 旅客と濃厚接触が想定される駅出札・改札・案内等の係員は、ゴム手袋を着用させること。また、フェイスシールドを設置し、ビニールシートのない旅客との対応時には着用させること。
- 社員に PCR 検査を定期的実施し、感染者の把握に努めること。
- 社員が、感染した場合もしくはその疑いがあり、自宅待機を命じた場合は障害休暇とすること。
- 各駅のお客様用トイレに、手洗い用洗剤を設置すること。